



平成28年8月19日

各 位

会社名 株式会社丸和運輸機関  
代表者名 代表取締役社長 和佐見 勝  
(コード番号: 9090 東証第一部)  
問合せ先 取締役常務執行役員管理統括本部長  
兼総務本部長 河田 和美  
(TEL 048-991-1000)

## 業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日付にて、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます）の導入を決議し、平成28年6月29日開催の第43回定時株主総会において決議されましたが、本日開催の取締役会において、その詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

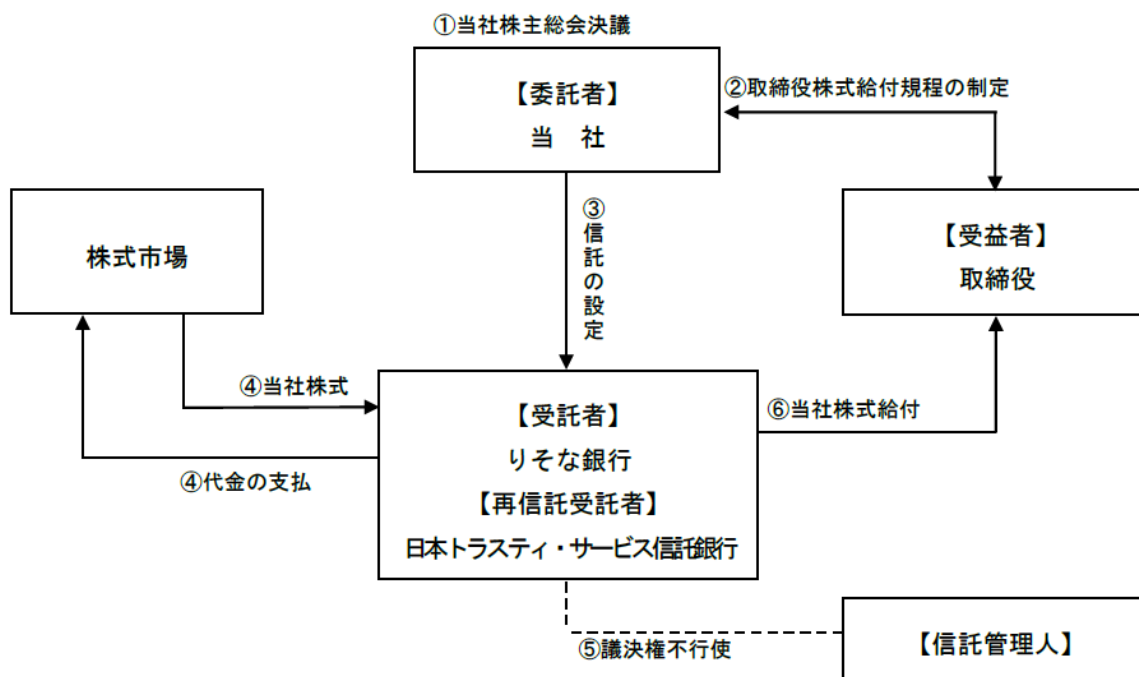
#### 1. 本制度の概要

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行  
(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 当社及び当社の子会社（以下、個別に又は総称して「対象会社」といいます）の取締役（社外取締役を除きます）のうち、所定の要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 対象会社と利害関係を有しない第三者
- (6) 本信託契約の締結日 : 平成28年8月29日
- (7) 金銭を信託する日 : 平成28年8月29日
- (8) 信託の期間 : 平成28年8月29日から本信託が終了するまで

#### 2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 70百万円
- (3) 株式の取得方法 : 取引所市場より取得
- (4) 株式の取得期間 : 平成28年9月12日～平成28年9月23日

### 3. 本制度の仕組み



- ① 各対象会社は本制度の導入に関して各対象会社の株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 各対象会社は本制度の導入に関して各対象会社の取締役会において本制度に基づく株式給付に係る取締役株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、上記②の取締役株式給付規程の定めにより、本制度の対象者の役位及び業績達成度に応じて対象者にポイントが付与されます。退任時等、取締役株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たす対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

以上